

2 養育の基本

17 養育の基本となる 自立支援計画

養育指針

第Ⅱ部各論 2. 自立支援計画と記録 (1) 自立支援計画

- 自立支援計画は、子どもの養育をどのように考えていくのか、児童相談所が社会診断・心理診断・医学診断（状況に応じて）をもとに専門的な視点から作成するものです。
- 自立支援計画は、子どもが自立して生活できる力を育むための計画です。「自立」とは、誰にも頼らないで生きていくことではなく、適宜、他者の力を借りながら、他者と関係を結びながら、自分なりに生きていくことです。
- 養育者は、つい子どもの行動上の問題ばかりに注目し、対処方法に目がいきがちですが、児童相談所と養育者が子どもの「最善の利益」を追求していくことが大事です。その一つの羅針盤が自立支援計画です。
- 思春期に入ると、今後の進路選択や実親との関係について考えるなど、これまでになく子どもの気持ちが揺さぶられる事柄が出てきます。この時期の自立支援計画は、再度子どもの状況を見直し、養育者がこれまでの養育を振り返り、これからの養育姿勢を整理していくためにもとくに重要です。
- 自立支援計画は、定期的な見直しが必要です。子どもの変化や状況を児童相談所等と共有し、里親等も参加して自立支援計画を見直すことが望めます。
- ときには、児童相談所から養育者に対して、改善を希望する点を計画に盛り込みたいという提案があるかもしれません。それは、子どもと養育者がよりよく生活していくための提案なので、まずは提案に耳を傾け、考えてみるのが大切です。養育者は社会的養護の担い手として、自らの養育を「ひらき」、社会と「つながる」中で子どもを養育していくことが望まれています。

事例



自立支援計画で児相の考え方がわかった

学習面の遅れが心配で、そのことばかりを考えて養育状況報告書（注1）を記入してきました。新しい自立支援計画になってからは児童相談所が、この1年間に里親が関係者とともに重点的に取り組むべき点を具体的に示してくれるので、それを読んで児童相談所が子育てについて「ああ、こんなふうに考えているんだ」とわかるようになりました。学習面だけでなく、全体的に新しい視点をもらえたように思います。

（注1）養育状況報告書とは、「里親が行う養育に関する最低基準」第14条にもとづき、東京都が原則として年に1回、里親に養育状況の報告を求める様式につけている名称です。自治体によっては「受託児童の状況報告書」「養育報告書」「養育記録」などと呼んでいるところもあります。また、この様式紙を自立支援計画策定と同時に里親に送付するかなどは、各自治体ごとに異なります。養育状況報告書（様式）の見本は巻末P156～157をご覧ください。

自立支援計画を立てる過程での気づき

研修で自立支援計画を立てることの重要性を学びました。計画づくりのために大勢の児童相談所職員（里親担当・子ども担当・心理担当等）がわが家を訪問するというので、仕事の日程調整や家の片づけが必要になり、負担を感じました。でも訪問を受けて、養育について皆さんと意見交換していくうちにいろいろ気づくことがあり、改めて自立支援計画の意義を実感しました。



養育状況に関する知事への報告書の作成

東京都では、「里親が行う養育に関する最低基準」第14条にもとづき、原則として年に1回、里親に養育状況の報告を求めています。その際、養育状況報告書の様式と一緒に作成要領を里親に渡しています。作成要領の一部を以下に紹介します。

養育状況報告書の作成要領

各ご家庭の生活スタイルや家族構成、養育の考え方などは様々です。実際に養育されるご家庭の状況や考え方を理解し、自立支援計画作成に反映できるよう、新たに、養育家庭として委託児童の養育において「心がけていること（生活上の配慮）」を記載いただくこととしました。

また、委託児童を養育される上での喜び・悩みなども共有し、実際の状況について充分意見交換をしながら、個々の児童の目標や課題について親担当・子供担当・養育家庭・児童など関係者が共通認識を持ち、必要に応じて学校等地域の関係機関とも連携を図り、計画的に養育に取り組んでいくことができるようにしたいと考えています。

趣旨をご理解いただき、養育状況報告書の作成をお願いします。

2 養育の基本

18 体罰の禁止

養育指針 第Ⅱ部各論 3. 権利擁護 (5) 体罰の禁止

- 体罰は児童福祉法でも学校教育法でも禁じられています。里親等には懲戒権が付与されていますが、子どもの心身に苦痛を与える体罰は懲戒権の行使とはいえません。
- 「子どもに真剣に向き合っている」からとか、「ぶつかりあってこそわかりあえる」「自分もこうして育ってきた」など、大人の理屈で体罰をふるうことも許されません。
- 委託されている子どもは「被措置児童」であり、万が一、子どもの権利を侵害していると判断される場合は、児童福祉施設に入所している子どもたちと同様に「被措置児童等虐待」となりますので、十分な注意が必要です。
- 委託されている子どもの中には重篤な虐待を経験している子どももいます。こうした子どもの場合、幼少期の被虐待体験により、脳機能の発達に支障が出て、問題行動に至ることも少なくありません。これは子どものせいではなく、過去の不適切な生育環境のためです。
- 子どもの特性にどう向き合ったらよいのか迷っている場合、子どもに児童相談所の心理診断を受けさせてみたり、養育者がペアレント・トレーニングを受けるなど、専門的な助言やアドバイスを積極的に受けてみてください。
- ときには「専門家が言うようにはうまくいかない」と思うこともあるでしょう。行き詰まりの気持ちを理解してくれる応援団（地域住民のほか、民生委員・児童委員や主任児童委員等）を身近につくすることも大切です。
- いったん離れて冷却期間をおくことが、関係改善になることもあります。一時保護やレスパイト・ケアの利用についても、ためらわないで児童相談所に相談しましょう。

- 里親サロンなどで他の里親の多様な養育観に触れること、意見交換すること、助言をもらうことが、自分の子育て観を振り返る機会につながります。

事例



体罰への考え方が年配者と違って困る

委託中の女の子は多動で口数が多いので、親戚の集まる法事などで、場をわきまえない振る舞いをしたり、ときには大声を出して騒ぐことがあります。そのため、年配のおじたちから「おまえは親として甘すぎる。子どもは叩いてでもわからせなければ、ダメなんだ!」と叱られます。体罰はダメなのだと説明しますが、なかなかわかってもらえません。しかも、彼女は保護される前にひどい身体的虐待を受けた経験があります。大声で叱ったりしたら、パニックになって、これまで築いてきた信頼関係が崩れてしまうでしょう。おじたちにもそのように説明はしているのですが……。

役に立ったペアレント・トレーニング

ペアレント・トレーニングが役に立っています。子どもが言うことを聞かず、煮詰まったときに有効だったのは「タイムアウト」です。望ましくない行動をしたとき、その環境から子どもを一時的に切り離す方法で、たとえば3歳児だったら3分間椅子に座らせ、静かにさせます。タイムアウトは体罰を子どもに課さない、子どもへの罰を重くしない目的があると聞きました。親がカーッとになって、歯止めが効かなくなるのを止めるのにも効果があるそうです。自分と子どもに合った方法を見つけるためにも、身近な場所でペアレント・トレーニングを探してみたらいかがでしょうか。



親子関係改善プログラム

親子関係改善を目的とした親対象のプログラムを受けました。それから、私の子育てが変わりました。自分が子どもにかけた言葉は、私が自分の親からかけられた言葉そのものなんだと気がついたのです。プログラムで一緒だった方々の言葉がけが参考になりました。たとえば、子どもが親の手伝いをしようとしてお茶碗を割ったときのロールプレイはこうでした。「どうして割っちゃったのよ!」「余計なことをして!」ではなく、まずは子どもの気持ちを受け止め、「手伝ってくれようとしたんだね、ありがとう」と言うのです。参考になりました。

2 養育の基本

19 家庭内での虐待予防

養育指針 第Ⅱ部各論 3. 権利擁護 (6) 被措置児童等虐待対応

- 子育ての過程は、楽しい日々ばかりではありません。子どもが指示に従わないときなど、体罰で子どもの行動を感情的に制してしまいたいこともあるでしょう。しかし、里親・ファミリーホームでの子どもへのこうした体罰も、「被措置児童等虐待」に相当することになります。
- 多くの場合は、子どもと関わる時間が長い里母にストレスが大きくなります。里父はこうした里母の状況の理解に努め、養育を共有する姿勢を持つことが重要です。
- 養育観の相違からくる養育者間の言い争いや、激しい口論などを子どもが目撃することも、子どもの健全な心身の発達を阻害するという意味で「心理的虐待」になります。
- 過度のスキンシップや、性的虐待ではないかと誤解を与える行動は慎むことが大切です。成長に応じた関わりができているかどうか、養育者がお互いに養育姿勢をチェックし合うことが重要です。
- 子どもの特性について心配な点があれば、一人で抱え込まず、児童相談所の心理・医学診断などを受け、アドバイスを受けましょう。
- 疲れたときは、気分転換にレスパイト・ケアの利用も検討しましょう。里親サロンなどに参加して日頃の悩みを話すことや、さまざまな子育て観に触れることは、「自分だけじゃなかったんだ」「ああいうことをやってみよう」という、閉塞感の打開にもつながります。
- 家庭に複数の子どもがいる場合は、子ども間の関係も重要です。子どもがそれぞれに「差別されているのでは」と感じ、子ども間の暴力に発展することもあります。子ども間の関係をよく観察し、それぞれに合った配慮が必要です。

事例



相談できる環境と冷静な家族の存在

里親による虐待は決してあってはならないことですが、自分にも起こりうることだと強く感じています。子どもは明るくて利発な半面、私に対して挑発的で反抗的な態度をとることがあり、里親家庭で起きた虐待事件が頭をよぎります。私の場合、里親の友人や児童相談所のケースワーカーにすぐに相談できる環境があるのが救いです。夫も、すぐに感情的になる私の性格を理解し、適切な一言をくれるので助かっています。

煮詰まったときは相談員の言葉をイメージして

いますぐ、児童相談所の職員と話がしたいのに電話がつながらないときがあります。そういうときは、他の団体の電話相談に頼っています。相談員からは「いよいよ子どもに手をあげてしまいそうなときは、私の声を思い出してください。子どもを叩いてしまいそうなその手で、電話してください」と言われました。それ以来「つらい!」と思ったときは、まずは右手でダイヤルする自分を連想し、深呼吸することになっています。



里親以外の相談相手も重要

里親家庭の子どもに限らず、思春期の子どもは養育者の意見を聞こうとしません。私の場合は、私のきょうだいや知り合いの里親家庭など、子どもの周辺に信頼できる人間関係をつくっておいたことが役立ちました。私のきょうだいの子はうちの子より少し年上なので、的確に相談に応えてくれているようです。また、知り合いの里親家庭には同年代の里子があり、小さい頃は一緒に遊んでいたことから、困っていることを携帯電話で相談しているようです。

2 養育の基本

20 養育の行き詰まりへの対処方法

養育指針

第Ⅰ部総論 5. 家庭のあり方の基本 (2) 家庭養護における養育

- 子育てする上ではさまざまなことが起こり、養育者が疲弊してしまうことがあります。子どもが成長するにつれ、いままではっきりしなかった障害特性等が顕著になったり、非行問題に悩むこともあるでしょう。「ここで相談したら、養育力がないと思われる」「子どもを引き上げられてしまうかもしれない」と思い、里親同士でも話せなかったり、児童相談所への相談を躊躇すると、気持ちの余裕を失って行き詰ってしまいます。
- 大切なことは、一人で抱え込まないことです。児童相談所のアドバイスを受けることはもちろん、最近では児童家庭支援センターや、里親支援機関事業を受託した事業者が、さまざまな里親支援のサービスを展開し始めてきています。また、里親サロン等での里親同士の交流は、他の里親も似たような悩みを持っていることを知るよい機会になります。
- 養育に行き詰まることは、どの家庭でも起こり得るものです。このようなときは、児童相談所での一時保護や、レスパイト・ケアを利用してお互いに冷却期間を持つことも考えましょう。
- また、仮に児童相談所が子どもを措置解除することになった場合であっても、子どもの特性と里親家庭の養育姿勢が合わなかったという理由もあります。不適切な養育は別として、うまくいかないことのすべてが里親に原因があるというものではありません。"里親失格"などと考えず、残念な経験も次の養育のためのステップと、前向きに考えましょう。措置解除の際、気持ちに余裕があれば、「一緒に暮らせなくなるけど、あなたを大切に思う気持ちは変わらないよ。困ったときはいつでも相談に来てね」と伝えてください。子どもにとって、これからの人生の支えとなることでしょう。

事例



一度離れたからこそわかること

親戚の家、里親、児童養護施設を転々とした小学3年生の男の子を引き受けました。最初は“よい子”でしたが、他の子どもの部屋に無断で入って引き出しの中をかき回すなど、困った部分が出てきました。「大人は信用できない」が彼の口癖で、そのうち万引きを繰り返すようになりました。警察に突き出されても、「ぼくはかわいそうな子どもなんです」と泣き落としにかかるので、警察官も困っていました。

中学生になったとき、「こんな家にはいたくない。ここは厳しすぎる。もっと自由になりたい」と言い出したので、児童相談所と話し合っ、児童自立支援施設への入所が決まりました。「離れたら、せいせいするかな」と思っていたのですが、いざとなると、自責の念や後悔が湧き起こり、彼のことが一層心配になりました。彼に手紙を出すかと返事が来て、文通が始まりました。彼が施設を出るまで、何十通書いたでしょうか。彼は施設を出たあと、自分の意思で私たちのもとに戻ってきました。児童自立支援施設で、よい出会いがあったのでしょうか。やさしい目になっていました。いまでは、他の子どもたちのよい兄貴分になっています。一度離れたからこそ、お互いのよさに気がつくことができたと思います。

ずっと後になってから知ったこと

子どもとの関係が難しく、委託から数年後に措置解除という結果になりました。不調に終わって、子どもを傷つけてしまった申し訳なさで離れてホッとした気持ちがありました。それから20年ほど経って、その子が暮らしている施設で面会する機会がありました。そのとき、私を母として慕ってくれて、思い出の写真を持ってきて「このときこうだった、ああだった」と話をしてくれました。それを機に、私たちはこれでよかったのだという気持ちになり、ずっと引きずっていた申し訳なさから解放されました。



里親委託はうまくいかなかったけれど

子どもとうまくいなくて措置解除になりました。2週間くらい経ったとき、児童福祉司の家庭訪問がありました。私は自分の力量不足を責めていましたが、「うまくいかなかったからといって、この委託が無駄だったわけではありません。子どもにとって、ちゃんと意味のある経験だったと思います。これで、子どもが次のステップに進めます」と言ってもらえました。その言葉があったから、いまも里親を続けることができています。

